

平成 2 0 年 4 月 1 1 日
(一部改正) 平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日

検察庁等契約監視会議の議事運営について

1 会議の開催

- (1) 検察庁等契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議は、年 2 回開催し、その時期はおおむね 6 月及び 1 0 月とする。
- (4) 会議は、座長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- (5) 座長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。この場合には、次に開催される会議において、その結果を報告するものとする。

2 検討の対象とする契約

- (1) 会議は、法務省のホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」中のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約に記載された契約を検討の対象とする。
- (2) 各回において検討の対象とする契約は、原則として、6 月開催分については 8 月から 3 月まで及び 1 0 月開催分については 4 月から 7 月までに締結されたものとする。

3 資料の提出・説明

委員は、事務局に対し、契約に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 意見

会議としての意見は、委員の総意によるものとする。

5 議事の公表

会議における議事については、事務局においてその概要を取りまとめ、委員の了承を受けた上、法務省のホームページに掲載する。